

【都道府県用中間報告書様式】

都道府県番号	38
都道府県名	愛媛県

【都道府県教育委員会における学力向上フロンティア事業の取組】

I. 学力向上推進地域名及び学校数、学力向上フロンティアスクール数

学力向上推進協議会名	小学校 (うちフロンティアスクール)	中学校 (うちフロンティアスクール)	計 (うちフロンティアスクール)
愛媛県学力向上推進地域	372校 (12校)	151校 (6校)	523校 (18校)

II. 学力向上推進協議会（地区協議会）の設置数及び域内の学校数

地区協議会名	小学校 (うちフロンティアスクール数)	中学校 (うちフロンティアスクール数)	計 (うちフロンティアスクール数)
① 西条管内地区協議会 (新居浜市、西条市ほか8市町村)	64校 (2校)	29校 (1校)	93校 (3校)
② 今治管内地区協議会 (今治市、朝倉村ほか15市町村)	40校 (2校)	24校 (1校)	64校 (3校)
③ 松山管内地区協議会 (松山市、伊予市ほか14市町村)	103校 (4校)	48校 (2校)	151校 (6校)
④ 八幡浜管内地区協議会 (八幡浜市、大洲市ほか15市町村)	97校 (2校)	31校 (1校)	128校 (3校)
⑤ 宇和島管内地区協議会 (宇和島市、吉田町ほか11市町村)	68校 (2校)	19校 (1校)	87校 (3校)

III. 都道府県教育委員会としての支援策（実践研究の成果の普及方策の構築、指導資料の作成等）

○地区別協議会に対して

- ・ 「学習状況の評価に関する実践事例集」「教育課程指導資料一個に応じた指導の充実」及び「総合的な学習の時間」の指導資料等を作成し、各小・中学校に配布した。
- ・ 地区別協議会実施校には、義務教育課及び教育事務所の指導主事が学校訪問を行い、個に応じたきめ細かな学習指導の在り方について指導助言をした。
- ・ 各学力向上フロンティアスクールの研究主任等を学力向上推進協議会委員に選任し、研究推進の中心となるリーダー養成に努めている。

○域内の学校（学力向上フロンティアスクール含む）に対して

- ・ 学力向上フロンティアスクールへの加配教員の配置を推進している。
- ・ 学力向上フロンティアスクール設置市町村以外の各市町村からも地区別協議会委員を選任し、教師の指導力の向上に努めている。
- ・ 地区別協議会での協議内容及び学力向上フロンティアスクールの実践内容を、域内の全小・中学校に発信するシステムを構築している。

IV. 学力把握のための都道府県としての取組について

（例：全県的に定期的な学力調査を実施（年1回）、等）

児童生徒に「確かな学力」を育成するためには、個の実態に応じたきめ細かな学習指導が必要であるという考え方に立ち、各小・中学校での学習指導改善への取組状況を調査し、その結果を考察し、今後の改善の方向性を示した。

V. 学力向上推進協議会について

○開催時期（参加対象）

第1回 5月（学識経験者、県PTA連合会長、県小中学校長会長、県総合教育センター教科教育部長、各地区別協議会長、各学力向上フロンティアスクール研究推進委員、各教育事務所指導主事）

第2回 8月（ ” ” ）

第3回 2月（ ” ” ）

○テーマと主な協議内容（協議の中で提示された成果や課題など）

（第1回）「テーマ：学力向上フロンティア事業の推進」

・ 主な協議内容

○ 「確かな学力」の向上を図る学校教育の在り方について、学識経験者の講演を実施し、その内容を踏まえて研究協議を行い、次のことを確認した。

ア 学習指導要領のねらいと内容を「確かな学力」とする。

イ 個に応じたきめ細かな指導について実践研究を行う。 等

○ 学力向上フロンティアスクールの成果を域内の小・中学校に発信することができる地区別協議会の運営の在り方について研究協議を行い、次のことを確認した。

ア 地区別協議会の協議内容、学力向上フロンティアスクールの成果をまとめ、域内の全小・中学校に発信する。

イ 第1回地区協議会では研究の方向性についての共通理解をはかり、第2回・3回では公開授業を通して実践研究を行う。なお、公開授業を行う場合は、域内の全小・中学校に案内をする。 等

(第2回)「テーマ：学力向上フロンティア事業の推進状況の確認」

- ・ 主な協議内容
各学力向上フロンティアスクール及び各地区別協議会の取組状況を発表し、その内容を踏まえて研究協議を行い、次のことを確認した。
 - 学力向上フロンティアスクールの取組
 - ア 理解の程度（習熟の程度）に応じた少人数指導を充実させる。
 - イ 児童生徒の実態に応じた教材・教具の開発を行う。
 - ウ 問題解決学習、体験的な学習など、児童生徒の実態に応じて適切に実施する。 等
 - 地区別協議会の取組
 - ア 域内の全小・中学校に発信する内容の充実を図る。
 - イ 域内の全小・中学校に発信するシステムの充実を図る。 等

(第3回)「テーマ：平成14年度学力向上フロンティア事業の成果及び課題」

- ・ 主な協議内容
各学力向上フロンティアスクール及び各地区別協議会の成果の発表を行い、その内容を踏まえて研究協議を行い、次のことを確認した。
 - 成果
 - 学力向上フロンティアスクールの取組
 - ア 理解の程度（習熟の程度）に応じた少人数指導の実施により、学習意欲が高まった。
 - イ 保護者の学校教育への感心が高まった。
 - ウ 教職員の授業改善に取り組む意欲が高まった。 等
 - 地区別協議会の運営
 - ア 学力向上フロンティアスクール等の成果を域内の全小・中学校に発信するシステムが確立した。
 - イ 学力向上フロンティアスクール以外の学校においても、授業改善への取組が充実してきた。
 - 今後の課題
 - ア 学力向上フロンティアスクール以外の学校の成果を、どのようにして学力向上フロンティアスクールに生かしていくか。
 - イ 保護者や地域住民等の意見や提言を、授業改善等にどのように生かしていくか。
 - ウ 特定の全教科だけではなく全ての教科において「確かな学力」の向上を図るためには、どのような研究組織のもと、実践していく必要があるか。 等

VI. 実施計画書において示した「事業評価の実施方法・内容」とその進捗状況

(事業評価の実施方法・内容)

- ① 県学力向上推進協議会及び地区別協議会においては、学校関係者以外の学識経験者、保護者、地域住民の参加を得て、各学力向上フロンティアスクールの取組について評価を行い、確かな学力の向上を図る取組の改善を図る。
- ② 県内の小・中学校の学習状況の実態を各種調査において把握することによって、今後の改善策を示す。

(進捗状況(成果、課題、等))

事業評価の実施方法・内容①について

学力向上推進協議会及び地区別協議会において、教職員以外の委員による率直な意見や提言を受け、確かな学力の向上を図る取組を充実させている。

事業評価の実施方法・内容②について

各小・中学校がどのような学習指導改善に取り組んでいるかを調査し、その結果から改善策を明確にしている。

【地区協議会における特色ある取組】

※ ここでは、地区内の学校に対する支援策、各学力向上フロンティアスクールにおける実践研究の成果の普及方法等について特色があると思われる事項について記述し、協議会名を括弧書きすること

(実践研究の成果の普及方法)

- ・ 地区別協議会の協議内容、学力向上フロンティアスクールの実践研究の成果を域内の全小・中学校に発信している。(全地区別協議会)
- ・ 地域の人材バンクは、各学力向上フロンティアスクールでPTA等の協力を得て作成している。(全学力向上フロンティアスクール)